

令和3年第9回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和3年10月27日 午前9時00分～午前9時55分
2. 開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール
3. 出席委員 (10名)
1 和田正夫・2 和田勇・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎
7 伊藤正枝・9 澤田順一・10 川村正光・
12 永野博隆・13 西村尚
4. 欠席委員 3 伊藤弘康・8 西村美佐江・11 竹政寛・14 細川盛次 (4名)
5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について |
| 第2号議案 | 農地法第4条による許可申請について |
| 第3号議案 | 農地法第5条による許可申請について |
| 第4号議案 | 非農地証明について |
| 第5号議案 | 土佐町農用地利用集積計画について |

その他

- | | | |
|---|---|----------------------|
| 報 | 告 | 農地法第3の3第1項の届出について |
| 報 | 告 | 農地法第18条第6項の通知について |
| 報 | 告 | 土佐町農用地配分計画および県認可について |

7. 会議の次第

事務局：おはようございます。只今から令和3年第9回土佐町農業委員会総会を始めます。本日、欠席の委員は伊藤弘康委員・西村美佐江委員・竹政寛委員・細川盛次委員の4名です。土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。成立要件を満たしていることを報告します。前回マイクなしで開催しましたが、後日記録を起こすのに大変苦労しましたので今回より、マイクを会場の2か所に準備しております。発言の際は、挙手いただきましたら、会長が指名しますので、それぞれ近くのマイクにて発言をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長：おはようございます。令和3年第9回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。5番秦泉寺博隆委員、6番仁井田亮一郎委員の2名を指名致しますのでよろしくお願い致します。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は1件の申請がありました。

以上です。

会長：西村尚委員から補足説明はありますか。

西村尚委員：ありません。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局：第 2 号議案農地法第 4 条による許可申請について説明します。転用の申請については、町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、最終的に県知事による許可となります。今回は 4 件の申請がありましたが、4 件とも令和 2 年 10 月に農業振興地域からの除外申請があった分で、今月 21 日に除外手続きが終了したものです。1 件目について説明します。

以上です。

会長：この件について、担当の式地委員より補足説明等ありませんか。

式地委員：ありません。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 4 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可相当であるとの意見を付して県に進達することに決定しました。つづいて 2 件目について事務局の説明を求めます。

事務局：2 件目について説明します。

以上です。

会長：この件について、担当の式地委員より補足説明等ありませんか。

式地委員：ありません。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 4 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可相当であるとの意見を付して県に進達することに決定しました。つづいて 3 件目について事務局の説明を求めます。

事務局：3件目について説明します。

以上です。西村美佐江委員からは特段説明することはないと聞いております。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法4条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可相当であるとの意見を付して県に進達することに決定しました。つづいて4件目について事務局の説明を求めます。

事務局：4件目について説明します。申請人は：

会長：担当委員の永野委員より補足説明はありませんか。

永野委員：なし。

会長：その他質疑はありませんか。

他委員：なし

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法4条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可相当であるとの意見を付して県に進達することに決定しました。つづいて第3号議案、農地法第5条許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局：第3号議案農地法第5条による許可申請について説明します。4条と同じく転用の申請ですので、町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。転用に加え、所有権移転や、使用貸借権の設定など、権利の移動もある案件が5条申請です。今回は4件あります。4件とも令和2年10月に農業振興地域からの除外申請があった分で、今月21日に除外手続きが終了したものです。1件目について説明します。

以上で

す。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法第5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会として、資金が確認できれば許可相当であると県に進達します。2件目について、事務局の説明を求めます。

事務局：2件目について説明します。

以上です。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会として、許可相当であると県に進達します。3件目について、事務局の説明を求めます。

事務局：3件目について説明します。

以上です。

会長：式地委員より補足説明はありますか。

式地委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法第5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会として、許可相当であると県に進達します。4件目について、事務局の説明を求めます。

事務局：4件目について説明します。

以上です。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法第5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会として、許可相当であると県に進達します。続いて、第4号議案、非農地証明について、事務局の説明を求めます。

事務局：第4号議案、非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は6件の申請がありました。そのうち、2、4、5、6件目が令和2年10月に農業振興地域からの除外申請があった分で、今月21日に除外手続きが終了したものです。1件目について説明します。

以上です。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて、2件目について事務局の説明を求めます。

事務局：2件目について説明します。

以上です。

会長：永野委員より補足説明はありますか。

永野委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて、3件目について事務局の説明を求めます。

事務局：3件目について説明します。

ただいております。以上です。

会長：和田勇委員より補足説明はありませんか。

和田勇委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて、4件目について事務局の説明を求めます。

事務局：4件目について説明します。申請人は

以上

です。

会長：式地数一委員より補足説明はありませんか。

和田勇委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて、5件目について事務局の説明を求めます。

事務局：5件目について説明します。

以上です。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙

手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて、6件目について事務局の説明を求めます。

事務局：6件目について説明します。申請人は

以上です。

会長：補足説明はありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて、第5号議案、土佐町農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。

事務局：第5号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。今回は1件の諮問がありました。利用権の設定を受ける者、

以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で審議を終わります。続いて事務局から報告をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出の日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。

今回1件の届出があり、本件はその報告です。

以上この件については報告のみです。農地の所有者がなくなったときは、所有権移転の許可は不要ですが、相続登記をしたうえで、農業委員会に届出が必要だということを委員の皆さんも知っておいてください。

会長：この件について、質問はありませんか。なければ、次の報告をお願いします。

事務局：農地法第18条第6項の通知がありましたので、報告します。この通知は、農地の賃貸借を

合意解約する場合に農業委員会に、連名により提出される通知書です。今回は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定をした農地について、貸人、借人の間で解約の合意が整い、農業委員会へ通知があったものです。今回は 3 件の通知がありました。すべて

以上です。

会長：この件について、質問はありませんか。なければ、次の土佐町農地利用分配計画及び認可について、報告をお願いします。

事務局：土佐町農用地利用分配計画および県認可について報告します。前回の第 8 回総会において、中間管理機構への利用権設定、土佐町農用地集積計画について、審議していただきました。その 3 件すべてにおいて、町が提出した分配計画案を県が認可したことにより中間管理機構から借受人への貸付が 9 月 27 日よりはじまりましたので報告します。先の総会で借受予定人についてお知らせしましたが、その通りの計画で認可されました。以上です。

会長：この件について、質問はありませんか。なければ、その他について、事務局よりお願いします。

事務局：前回の総会で今後の予定についてお知らせしたところですが、11 月の開催予定日について、会長の都合により、30 日火曜日に日程を変更したいです。

会長：事務局より 11 月の開催について、日程の変更の提案がありました。ご意見がありませんか。ないようでしたら、11 月は 30 日に総会を開催します。

事務局：来月は農振農用地の除外についての諮問がある予定ですので、開催の予定です。開催通知を送付します。

会長：.....、事務局より報告をお願いします。

事務局：8 月 31 日午前、会長、式地数一委員、西村尚委員、事務局では場確認に行ってきました。

.....) 実はいまは少なく、また大きく成長したものもありませんでした。ようやく、花が付き始めたとのことでしたが、あと 1 週間で実がつかないと、収穫には間に合わないとのこと。獣害は今年、さほどないようですが、収量は、一番収量がなかった年よりは実がついているかなという程度です。植え付けのタイミングが遅かったこと、夏場に日照時間が少なかったことが原因であるようです。正式な収量については、正式な報告提出されます。以上です。

会長：式地委員から補足はありませんか。

式地委員：とくにはありませんが、残念な結果です。

会長：西村尚委員から補足説明はありませんか。

西村尚委員：実を探す感じでした。収量は悪いと思います。植える時期が悪く、天候不順もあったと思いますが、株ができていないという感じです。

会長：私からはとくにはありませんが、許可期間の残りがあと 1 年ですので、不安を抱えています。他にこの件について、質問はありませんか。ないようでしたら、事務局から変更申請についての状況を報告してください。

事務局：先日の県、本山町、土佐町と.....との計画変更協議について報告します。8 月 27 日にオンライン会議にて、関係機関との協議がありました。

.....) 旨の申出がありましたが、その会の中で県の..... 専門技師から、..... より人出がかかると、農協が募集していた..... の補助金について営農型発電下での栽培は対象外であることなどの話がありました。そのあと、10 月 20 日にも会を開き、再度協議しましたが、.....) はっきりした結論はでていません。県からは計画変更については、客

観的に栽培が成立する根拠を説明できる書類が必要との説明がありましたので、事業者で検討を重ねて、それらをそろえることができるようなら申請があると思いますし、断念されるかもしれません。

会長：この件について、質問はありませんか。ないようでしたら、事務局より次その他について続けてください。

事務局：農地の所有者に太陽光発電の営業郵便が届いている件についてお知らせします。資料を配布しておりますが、このような郵便が届いているようです。これは、国の農地ナビというインターネット上で全国の農地を見ることができる、誰でも無料で使えるシステムで農地の地番を確認し、その地番を基に法務局の登記事項で所有者の確認をし、その所有者に送付しているものだと思います。登記情報も手続きを踏めば、誰もが知ることができる情報です。もし皆さんにこんな封筒が届いたなどの相談がありましたら、誰もが知れる情報で、興味がなければ、特に何もなくてよいことを説明してあげてください。

事務局：続いて、上半期の報酬を9月31日に、対象者には費用弁償を10月15日にそれぞれ振り込んでいますので、ご確認ください。全体研修について、来年年明け早々に開催すると連絡がありました。今年はオンライン開催の予定のようで、役場の会議室でパソコンをつなげて参加します。日程が決まりましたら、お知らせします。前回の総会でありました、農業委員会の出す意見書について、お知らせします。農業委員会等に関する法律、第38条で関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出について定められています。平成27年改正後の方では、農業委員会がその主たる事務である農地利用の最適化の推進に関する事務に集中して取り組むことができるように、法的根拠がなくても行える意見公表や建議は法令事務として想定していません。法令事務として想定されていなくても、意見公表等が行えることはもちろんありますが、その意見については、農地等の利用の最適化の推進に関する施策にかかわる農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されるようにすることが必要です。高知市農業委員会は、毎年各地区で座談会を開催し、その意見を集約し意見書を提出しているようです。現状では意見書を出せる状態にないと判断しています。

会長：この件について、質問ご意見はありませんか。ないようでしたら、事務局から続きをお願いします。

事務局：次回は先にお知らせのとおり、11月30日火曜日です。開催の際には、開催通知を郵送します。事務局からは以上です。

会長：委員の皆さんからは何かありませんか。無いようですので、以上で第9回農業委員会総会を閉会します。ありがとうございました。

土佐町農業委員長

和田正夫

議事録署名委員

三井田亮一郎

議事録署名委員

養丸寺博隆